

南島原市 男女共同参画計画

～認めあい 男女(ともに)参画 輝く 南島原～



平成 20 年 3 月
南島原市

はじめに

島原半島東南に位置する八つの町の対等合併により南島原市が誕生して 2 年が経過しました。県内有数の農業地帯ですが、人口の減少と高齢化が急速に進んでいます。人口や地域経済の規模が縮小に向かう中、社会保障をはじめとしたセーフティネットを保持し、地域を維持するには男女がそれぞれの人権を尊重し、お互いが責任を持って社会に関わり合う男女共同参画社会の実現がかかせません。

男女共同参画社会の実現は 21 世紀の日本社会の最重要課題と位置づけられ、平成 11 年には「男女共同参画基本法」が施行され、平成 12 年には「男女共同参画計画」が策定されています。

本市においても男女共同参画基本法に基づき、国の基本計画及び長崎県の計画を考慮に入れた南島原市男女共同参画計画をこのたび策定いたしました。

これは、平成 18 年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、同じく平成 18 年度に設置した南島原市男女共同参画推進懇話会での検討を経てできあがったものです。

地域社会や地域経済を持続可能なものとするため、性別による固定的な役割分担意識の解消や仕事と家庭の両立支援、働く場における男女間格差の解消、男女を問わない多様な人材の登用、能力開発、継続就業と子育ての実現、地域活動への男女の参画を実現することで、企業活動を活発化させ、出生率を回復し、地域の活性化を果たさなければなりません。

また、男女共同参画社会の実現のためには、行政はもとより、市民の皆様、民間団体、企業等の相互の連携と主体的な取り組みが重要となりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご提言やご意見をいただきました南島原市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。



平成 20 年 3 月

南島原市長 松島 世佳

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と役割	3
3 計画の期間	3
4 計画策定の背景	4
第2章 計画の基本的な考え方	13
1 基本的視点	14
2 基本理念	15
3 基本目標	16
4 目指す男女共同参画社会のすがた	17
5 計画の体系図	18
第3章 計画の内容	21
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革	22
重点目標1 固定的な性別役割分担意識の解消	22
基本目標Ⅱ 政策・方針の立案及び決定過程への	
男女共同参画	25
重点目標2 長期的視点に立った女性の人材育成と登用の促進	25
基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域社会における	
男女共同参画の推進	28
重点目標3 それぞれの環境における男女格差の是正	28
基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重され、高齢者等が	
安心して暮らせる社会の実現	32
重点目標4 男女の人権を尊重する社会意識の醸成	32

第4章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

1 計画推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・ 36

2 企業・社会団体及び関係団体との協働・・・・・・・・ 36

3 相談、苦情等に対する処理体制の推進・・・・・・・・ 36

4 市民協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第5章 計画の進捗を図るための指標・・・・・・・・・・ 37

計画の進捗を図るための指標・・・・・・・・・・・・ 38

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

○南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱・・・・・・・・ 40

○南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿・・・・・・・・ 42

○男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

○男女共同参画に関する動き（年表）・・・・・・・・・・・・ 47

○用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

個人の生き方の多様化、少子・高齢化の急激な進展や地域社会が大きく変化する中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の最重要課題となっています。

我が国においては、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する 5 つの基本理念と国・地方公共団体及び国民の責務が定められました。そして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 12 年 12 月に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 17 年 12 月には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されています。

本市においても、平成 18 年度に実施した「南島原市男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、性別による固定的な役割分担意識や職場・家庭・地域社会などにおける男女間格差は根強く残っており、私たちの生き方や働き方などに大きな影響を与えています。

「南島原市男女共同参画計画」は、国および長崎県の「男女共同参画基本計画」を受け、男女共同参画社会の形成を促進するために設置した「南島原市男女共同参画推進懇話会」の提言を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的、かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく法定計画であるとともに、男女共同参画を推進するため、様々な分野にわたる関連施策を総合的・計画的に進めていくための方針を示す計画とします。
- (2) この計画は、南島原市総合計画を上位計画とした部門計画として、他の部門計画との整合性を確保した計画とします。
- (3) この計画は、市・市民・事業者が自ら考え行動するための指針となる計画とします。
- (4) この計画は、本市の特性や現状を踏まえた計画とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とします。

なお、この計画は、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

4 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議が開催され、「平等、発展、平和」の3つの目標達成に向けて「世界行動計画」が採択されました。

1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国際婦人の十年」とし、1979年（昭和54年）に国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1980年（昭和55年）に開催された第2回世界女性会議において条約の署名式が行われました。また、「国際婦人の十年」の最終年である1985年（昭和60年）には、第3回世界女性会議が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上をうたった「北京宣言」と、12の問題領域を示した「行動綱領」が採択されました。また、2000年（平成12年）には、女性2000年会議が開催され、北京行動綱領の完全実施への決意を表明する「政治宣言」と行動綱領の更なる実施に向けての「成果文書」が採択されました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

（２）日本の動き

我が国においても、国際婦人年を契機として、1975年（昭和50年）に女性の地位向上のために「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されました。また、1985年（昭和60年）には、「女子差別撤廃条約」を批准し「男女雇用機会均等法」が制定され、1987年（昭和62年）には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1994年（平成6年）には、「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画室」や「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が整備されました。また、1996年（平成8年）には、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、新たな国内行動計画となる「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置付け、5つの基本理念と国・地方公共団体及び国民の責務等が定められました。また、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策が示されました。

2001年（平成13年）には、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、施策の基本的方向や具体的施策が示されました。

(3) 長崎県の動き

長崎県では、1978年（昭和53年）に「婦人問題懇話会」と「婦人関係行政推進会議」が設置され、その提言を受け、1980年（昭和55年）に「生きがい育てる長崎県の婦人対策」が定められました。1990年（平成2年）には、「2001ながさき女性プラン」が策定されるなど、総合的な女性関係行政が推進されました。

1999年（平成11年）には、「婦人問題懇話会」が「男女共同参画懇話会」に改称され、2000年（平成12年）に「男女共同参画社会基本法」の趣旨と同懇話会の提言を踏まえた「長崎県男女共同参画計画」が策定されました。

2002年（平成14年）には、「長崎県男女共同参画推進条例」が施行され、2003年（平成15年）には、同条例の施行に伴い「長崎県男女共同参画計画」が見直され、配偶者等からの暴力の防止などを盛り込んだ新たな「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2007年（平成19年）には、社会経済環境の変化などにより男女共同参画を推進していくうえでの状況も大きく変化していることから、「長崎県男女共同参画基本計画（改訂版）」が策定されました。

(4) 南島原市の取り組み

本市では、2006年（平成18年）に男女共同参画社会づくりの提言や推進を行う「南島原市男女共同参画推進懇話会」を設置し、「南島原市男女共同参画に関する市民アンケート調査・市職員アンケート調査」を実施し、男女共同参画社会づくりを推進するための施策検討を重ねてきました。

2007年（平成19年）には、「人権・男女共同参画室」を設置し、男女共同参画の推進体制の整備を図り、同懇話会や長崎県男女共同参画推進員などが中心となり、講演会やフォーラムを開催するなど、男女共同参画に関する市民への意識啓発や推進に向けた取り組みを進めてきました。

(5) 社会環境の変化

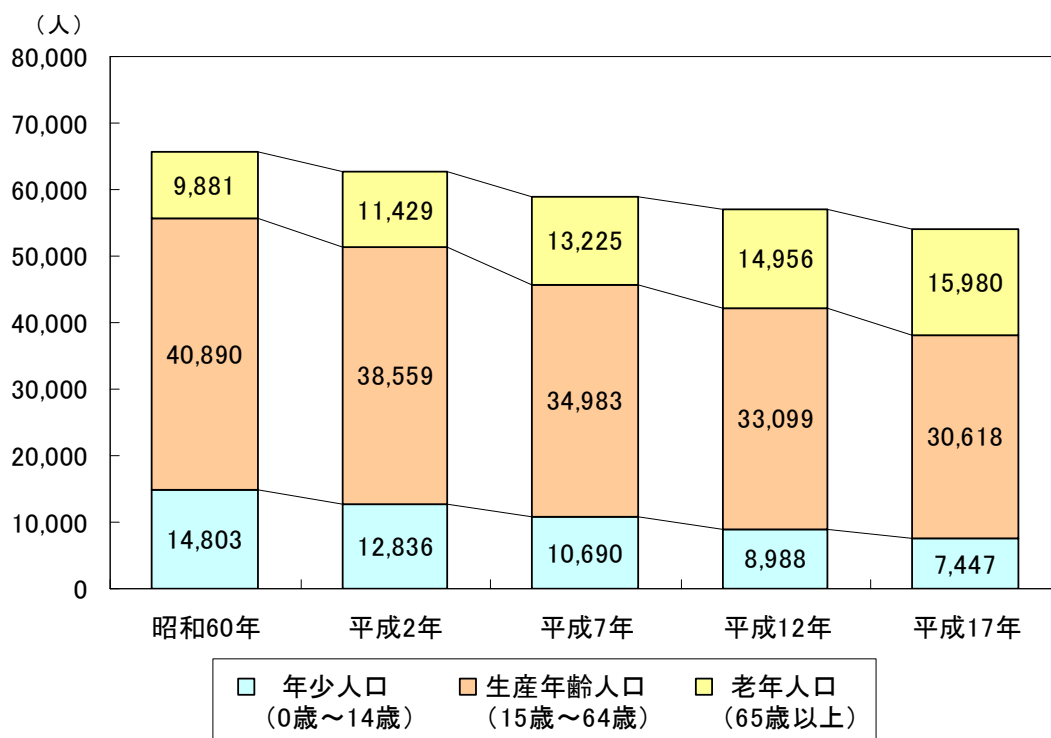
① 少子・高齢化の進展

本市の人口は昭和 60 年より減少傾向にあり、平成 17 年 10 月 1 日現在（国勢調査）において 54,045 人となっています。また、人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、今後もこのような傾向が続くことが予想されます。

出生率においては、昭和 60 年には長崎県に比べ高い割合となっていました。低下傾向が続き平成 17 年には 7.3 と、長崎県に比べ低い割合となっています。一方、高齢化率においては、増加傾向が続き長崎県と比べ高い割合で推移しており、平成 17 年には 29.6%となっています。

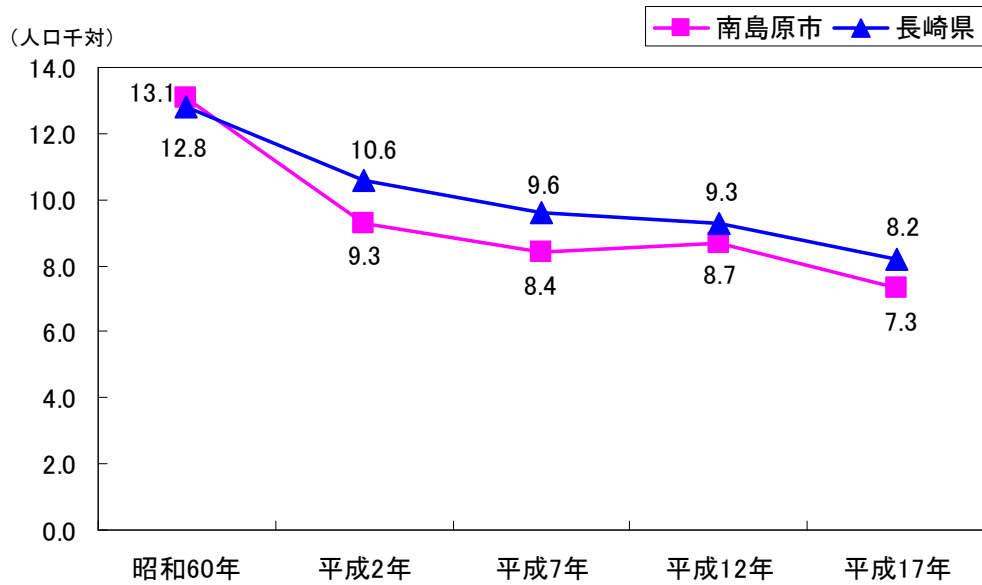
このように少子・高齢化が急速に進んでいる本市においては、地域を支える存在として、女性や高齢者の一層の社会参画が必要となってきます。

<年齢別人口の推移>



資料：総務省「国勢調査」

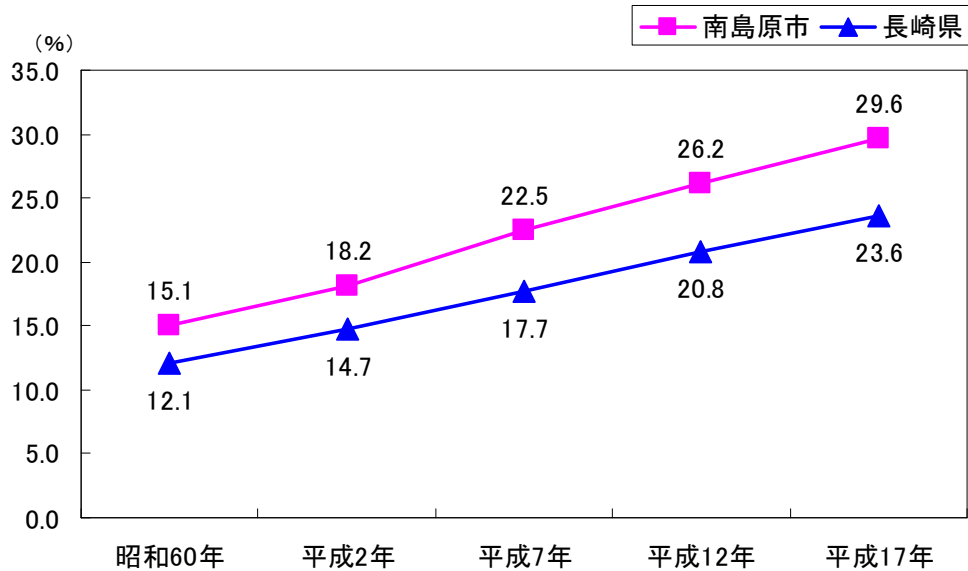
<出生率の推移>



※出生率＝出生数÷総人口×1,000

資料：長崎県「衛生統計年報」

<高齢化率の推移>



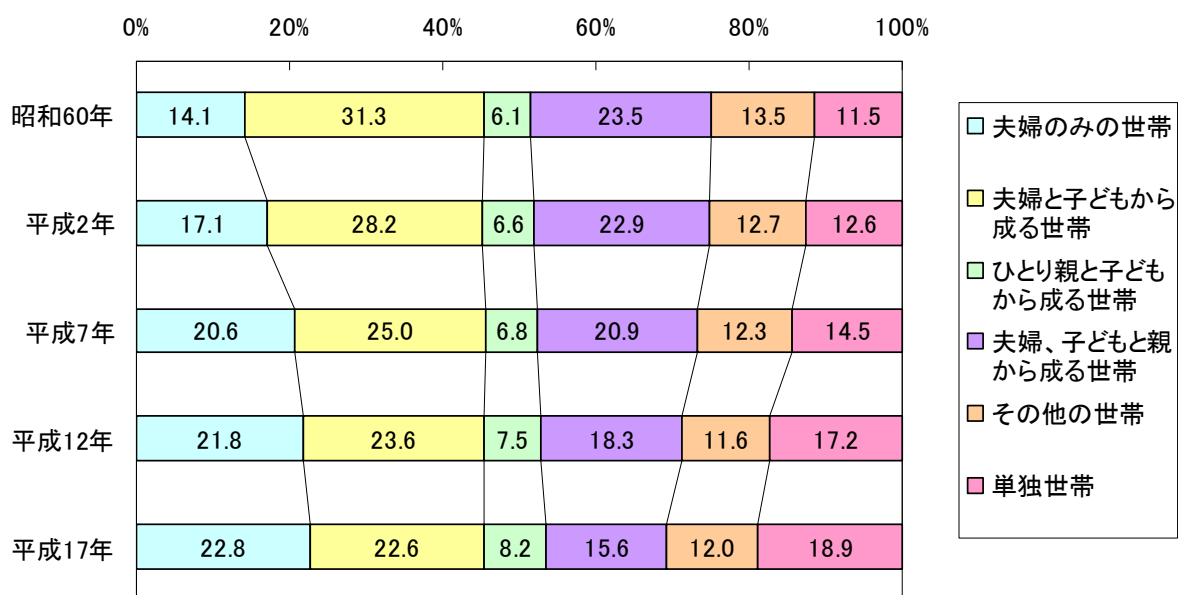
※高齢化率＝65歳以上人口÷総人口

資料：総務省「国勢調査」

②家族形態の変化

本市の世帯類型別構成割合の推移をみると、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」の増加が著しく、「ひとり親と子どもから成る世帯」も微増となっています。一方で、「夫婦と子どもから成る世帯」や「夫婦、子どもと親から成る世帯」の減少は著しいものとなっており、世帯規模の縮小や家族形態の多様化が進んでいます。今後もこのような傾向が続くことが予想され、家族形態の小規模化・多様化に対応した仕事と家庭の両立支援や育児・介護支援策が必要となってきています。

＜一般世帯における世帯類型別割合の推移＞



資料：総務省「国勢調査」

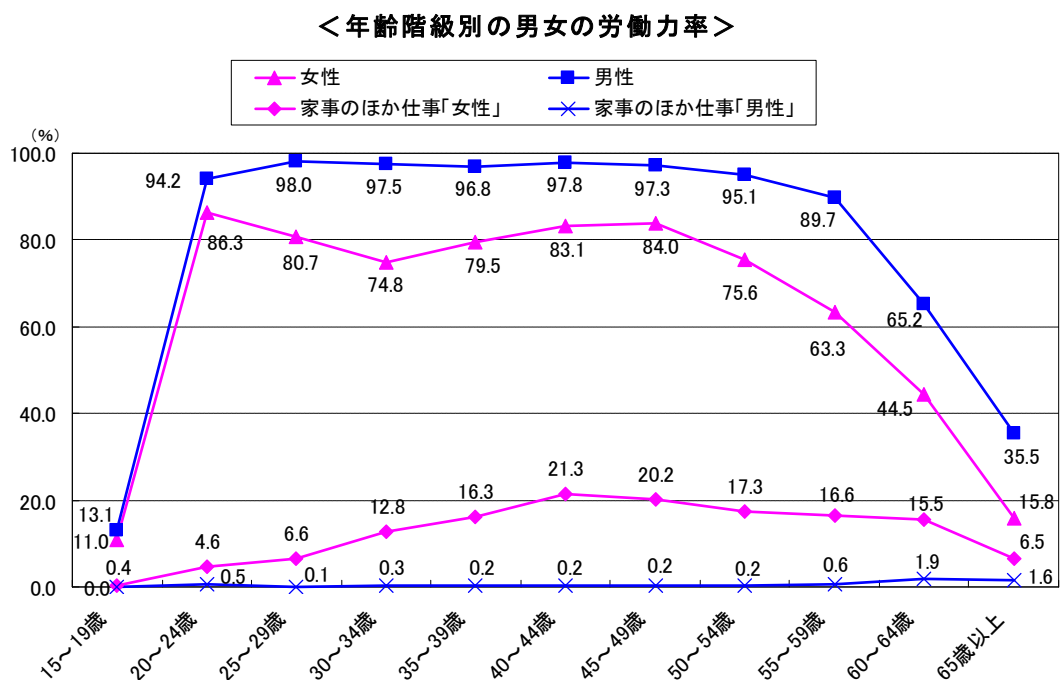
③就業構造の変化

平成 17 年の国勢調査によると、本市の就業者数は 27,033 人で、うち女性の就業者数は 12,202 人と就業者全体の 45.1%を占めています。

年齢階級別労働力率についてみると、男性の場合は逆 U 字型カーブを描いているのに対して、女性は 20 代にピークを迎え、30～34 歳で谷底となり、40 代で再びピークを迎える M 字型カーブを描いています。これは、30 代前半の女性の多くが、結婚・出産・育児などの事情により仕事を中断し、子育てが一段落する 30 代後半から 40 代にかけて再就職するという傾向を示しています。

また、「家事のほか仕事」の割合についてみると、男女において大きな開きがみられ、特に女性の労働力率のピークである 30 代後半から 40 代においては、「家事のほか仕事」の割合が最も高くなっており、女性が仕事と家庭の二重の負担を背負っているという現状となっています。

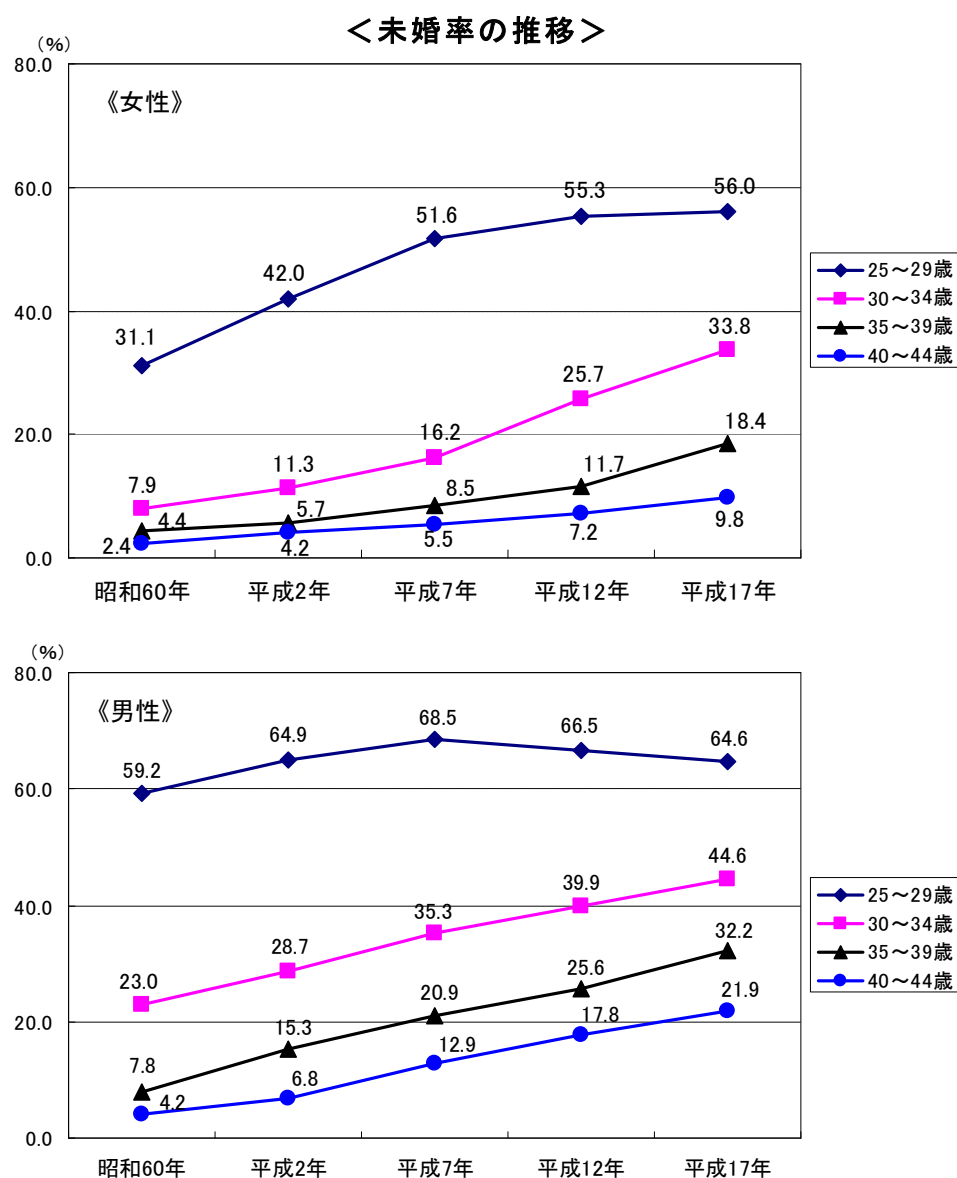
女性の労働力の重要性が高まる中において、就業を希望する女性の働きやすい環境の整備や、男女ともに仕事と家庭における負担を担っていくような環境づくりが必要となってきています。



資料：総務省「平成17年国勢調査」

④ライフスタイルの多様化

本市の未婚率をみると、男女とも各年齢階級層において上昇傾向にあります。これは、女性の社会進出が進む一方で、性別による固定的な役割分担意識などにより、女性の家事・育児への負担は軽減されていないことが要因のひとつと考えられます。また、時代の流れにより大きく変化するライフスタイルや価値観の変化も大きな要因となっています。男女が、職場・地域・家庭などのあらゆる環境においてバランスのとれた多様なライフスタイルを可能とする社会の実現が必要となってきています。



資料：総務省「国勢調査」

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 基本的視点

(1) 人権問題としての解決

男女共同参画社会とは、女性も男性も、性別にとらわれず、能力や個性を発揮し、社会のあらゆる職域、家庭などに平等に参加する社会です。

男性だから・女性だからということで生き方が制約されたり、不利益を被ることがないように、男女の人権が尊重される社会づくりの推進を図ることが必要です。

(2) ジェンダーに敏感な視点の定着

ジェンダーとは、「男らしさ」「女らしさ」のように社会的・文化的に形成された性別のことです。ジェンダーに基づく偏見は、社会が求める「男らしさ」「女らしさ」の教育やしつけによって後天的に身につけていきます。その結果、性別役割分担が再生産されることとなり、女性はもとより男性の人権をも侵害することとなります。

性別役割分担は固定的ではないとの認識のもとに、家庭・学校・職場・地域などあらゆる領域において、一人ひとりの意識を見直していくことが必要です。

(3) エンパワーメントの促進

男女がともに社会を築いていくためには、これまで政策決定や意思決定の場で十分な力を出せない状態にあった女性一人ひとりが、潜在的にもっている自分の力を自覚し、さらに能力を高め政治的・経済的・社会的及び文化的な場で力を発揮できる存在となること（エンパワーメント）が必要です。

(4) パートナーシップの推進

男女共同参画社会を実現するためには、職場・家庭・地域社会などのあらゆる分野において、性別にとられることなく、一人ひとりが対等なパートナーとして力を合わせ、個性と能力を発揮できることが必要です。

また、行政だけでなく市民や事業者、NPO 等が連携し、協働していく対等なパートナーシップを形成していくことが必要です。

2 基本理念

男女が、心豊かに幸せに生きるためには、お互いの性別や個性を尊重し、認め合いながら、社会の対等な構成員として、家庭・職場・地域社会などのあらゆる分野で連携・共同して暮らすことができ、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を、市民とともに実現することを目指します。

**認めあい
男女(ともに)参画
輝く 南島原**



3 基本目標

基本理念「認めあい 男女(ともに)参画 輝く 南島原」に沿って、4つの基本目標を設定し、その実現を目指します。

(1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるように、社会制度や慣行のあり方を見直すとともに、男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発活動や学習機会の充実に努めます。

(2) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画

男女がその個性と能力を発揮し、ともに責任を担う社会を築いていくためには、あらゆる社会的な意思決定の場において、さまざまな視点や価値観を取り入れることが必要であるため、政策・方針の立案及び決定過程の場への積極的な女性の登用を推進します。

(3) 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の推進

職場・家庭・地域社会といったそれぞれの環境における男女間の格差を是正し、男女がともに仕事と家庭をバランスよく両立することができる環境づくりや、子育てや介護に取り組みやすい環境づくりを推進します。

(4) 男女の人権が尊重され、高齢者等が

安心して暮らせる社会の実現

男女の人権を尊重する社会意識の醸成や、女性が安心して生活できる環境づくりを推進します。また、高齢者等においても、あらゆる分野において自立し誇りをもって社会参画することができる環境づくりを推進します。

4 目指す男女共同参画社会のすがた

家庭では

- 一人ひとりが家族の一員として家事、育児、介護など、あらゆる場面でお互いに協力して分担しています。
- 一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、家族問題に関する意思決定も家族全員で行っています。
- 子育てについても、女の子、男の子といった性別によって育て方を区別するのではなく、子どもの自主性と個性を大切にしたい育て方をしています。

学校では

- 「女らしさ」「男らしさ」にとらわれず、子どもの自主性と個性を尊重した教育が行われています。
- 発達段階に応じた授業や様々な活動を通して、一人ひとりの個性を尊重し、協力し合う子どもたちが育っています。
- 育児や介護などの体験学習やボランティア活動などを通じて、社会の一員として協力し合う態度が育まれています。

職場では

- 募集・採用や配置・昇進、賃金などでの男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮でき、男女がともにいきいきと活躍しています。
- 仕事と家庭・地域生活を両立させ、それぞれが個性や能力を活かして、女性も男性もともにゆとりをもって、いきいきと働いています。
- 方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。

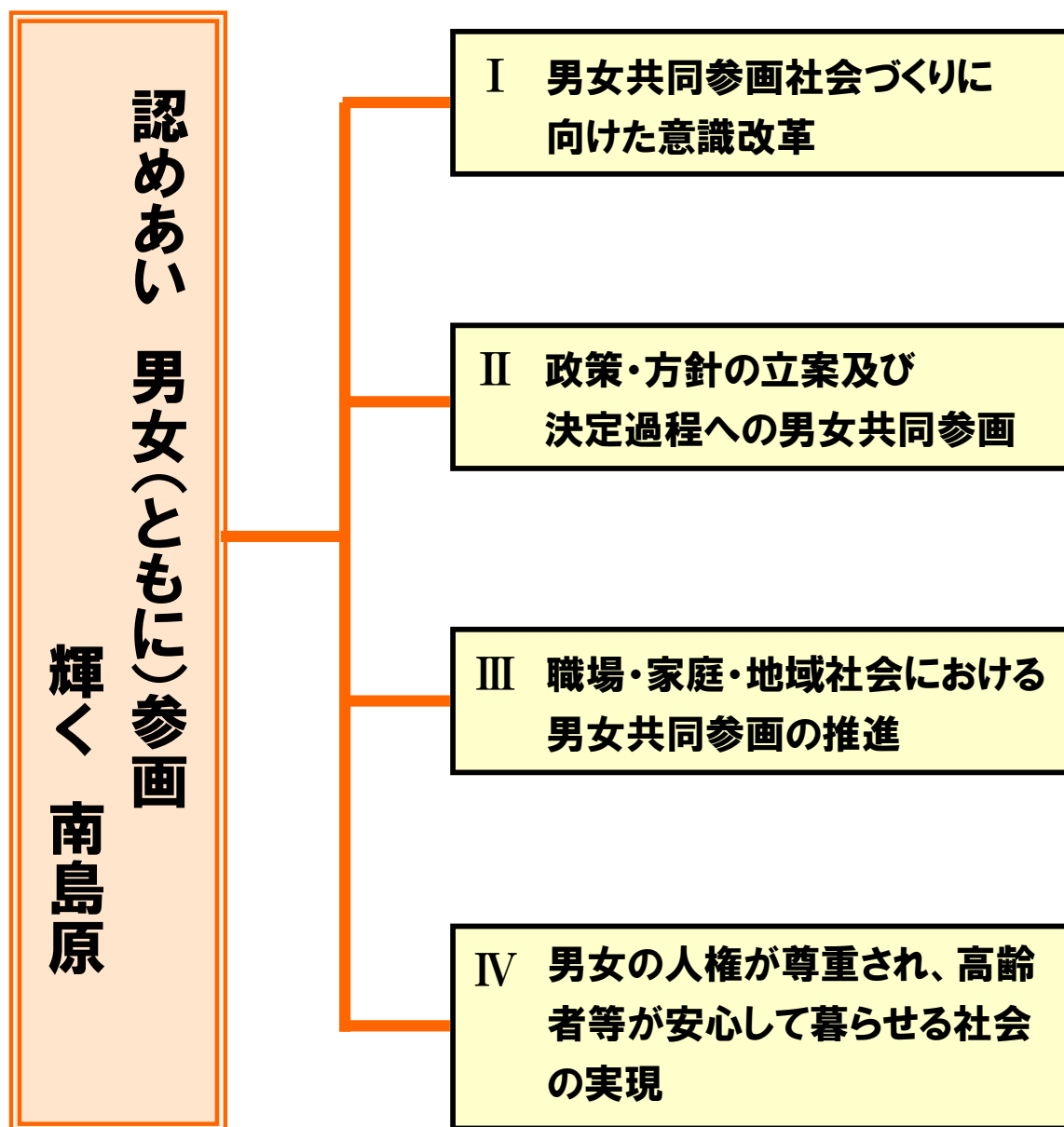
地域社会では

- 固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりにとらわれず、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
- 男女が対等な構成員として、地域の意思決定の場へ数多く参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています。
- 子育てや介護に関する社会的な支援が充実し、男女がともにボランティア活動など様々な活動への積極的な参画が図られ、明るく住みよい地域づくりが進められています。

5 計画の体系図

基本理念

基本目標



重点目標

1 固定的な性別役割分担意識の解消

2 長期的視点に立った女性の人材育成と登用の促進

3 それぞれの環境における男女格差の是正

4 男女の人権を尊重する社会意識の醸成

施策の方向

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ②多様な媒体と機会を通じた広報・啓発活動の実施
- ③学校教育・生涯学習における啓発推進

- ①審議会等への女性委員の参画促進
- ②企業や各種団体の運営への女性の参画促進
- ③人材養成と人材情報の提供

- ①男女平等の推進
- ②農業・水産業・商工業等における女性の自立支援
- ③女性の職業能力開発と多様な生き方支援
- ④子育て・介護に対する支援

- ①女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ②生涯を通じた健康支援
- ③高齢者等への自立支援

第 3 章

計画の内容

基本目標

I

男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

重点目標 1 固定的な性別役割分担意識の解消

<施策の方向>

- ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ② 多様な媒体と機会を通じた広報・啓発活動の実施
- ③ 学校教育・生涯学習における啓発推進

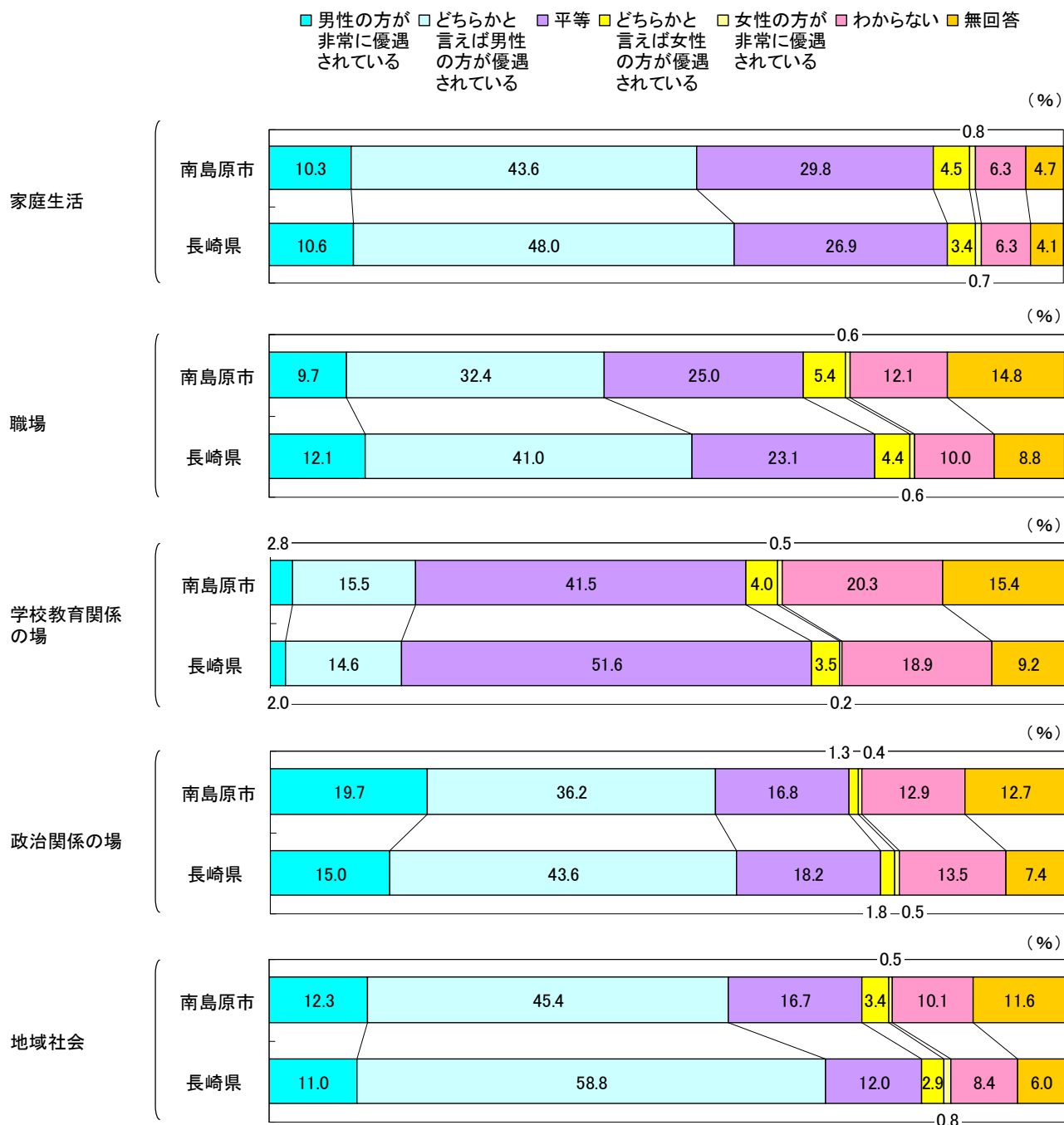
【現状と課題】

本市が平成 18 年度に実施した「南島原市男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「市民アンケート調査」という。）によると、男女の平等感は、「学校教育関係の場」以外において、「男性の方が優遇されている」という意見が多く、男女の強い不平等感が見られます。また、同年に長崎県が実施した「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）と比較すると、「家庭生活」、「職場」、「政治関係の場」、「地域社会」において「男性の方が優遇されている」と感じる割合が本市と比べ高くなっています。このような不平等感は、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される固定的な性別役割分担意識が、社会制度や慣行の中に根強く残っていることから生じるものと思われます。

あらゆる分野において男女がともにその個性や能力を十分に発揮できる社会をつくりあげるために、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼす社会制度や慣行の見直し、家庭・職場・学校・社会などあらゆる場における男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実に努めることが必要です。

また、男女共同参画に関する理解を深めるよう、あらゆる媒体や機会を通じたわかりやすい広報・啓発活動に努めることが必要です。

＜様々な場面における男女の平等感について＞



(南島原市 n=1,917、長崎県 n=1,222)

資料：市民アンケート調査・県民意識調査

※長崎県調査(H18)においては、「政治関係の場」は「政治や行政の政策・方針決定の場」、「地域社会」は「社会全体として見た場合」という項目であった。

◇施策の方向◇

①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼす社会制度や慣行について、ジェンダーに敏感な視点で見直しに取り組みます。

【具体的な施策】

- 講演会等の開催による性別役割分担意識の解消
- 市の行政刊行物等の表現に対する配慮
- 男女共同参画に関する市民意識調査の実施



②多様な媒体と機会を通じた広報・啓発活動の実施

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに個性や能力を十分に発揮するため、あらゆる媒体や機会を通じた広報・啓発活動に取り組みます。

【具体的な施策】

- 広報紙やホームページを通じた男女共同参画に関する情報提供の充実
- 講演会等における情報提供など多様な機会を活用した啓発活動の実施
- 国や県などの情報を収集し、市民や事業所等への情報発信の推進

③学校教育・生涯学習における啓発推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等の学校教育・生涯学習を推進します。

【具体的な施策】

- 学校教育・家庭における男女平等教育の推進
- 男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の充実



政策・方針の立案及び 決定過程への男女共同参画

重点目標 2 長期的視点に立った女性の人材育成と登用の促進

＜施策の方向＞

- ① 審議会等への女性委員の参画促進
- ② 企業や各種団体の運営への女性の参画促進
- ③ 人材養成と人材情報の提供

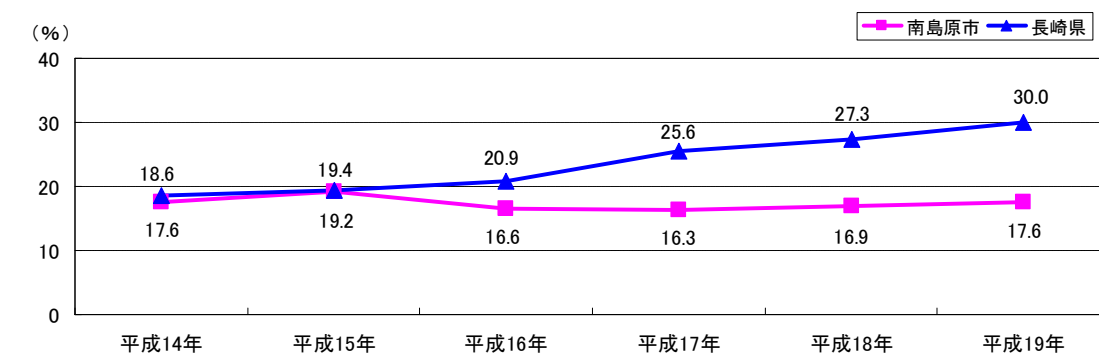
【現状と課題】

長い歴史に培われた制度や慣行により、これまで政策・方針の立案及び決定については男性の手に委ねられていたのが現状です。男女が社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針の立案及び決定過程の場において、女性・男性の双方が対等に参画する機会を確保することが重要です。本市における審議会等への女性委員の登用率は、平成19年4月1日現在で17.6%となっており、長崎県と比較すると12.4ポイントも下回るなど、女性の政策・方針の立案及び決定過程の場への参画は十分とはいえません。

このため、市は率先して、政策を検討する審議会やこれまで女性の参画が少なかった分野において、女性の参画を拡大する積極的な取り組みを推進し、企業や各種団体等における女性の参画拡大を支援していきます。また、本市における女性管理職の登用率は23.4%となっており、今後も継続して女性の管理職への登用を進めていきます。

女性自身の参画意識を高めるためには、女性自らが男性と対等な社会の構成員として社会的責任を担うという意識を持ち、その能力をより高めていくことが重要であり、そのための人材育成の充実を図ることが必要です。

＜審議会等の女性委員の登用状況＞



※H17以前は合併町の単純合算により算出

資料：長崎県「審議会等女性登用率調」

◇施策の方向◇

①審議会等への女性委員の参画促進

市の政策・方針の立案及び決定過程の場への女性の参画を推進するため、人材情報の提供などにより、各種審議会等への女性委員の登用に努めます。

【具体的な施策】

- 市審議会等への女性委員の登用促進
- 女性の積極的な参画に向けた啓発の推進
- 女性人材の登録



②企業や各種団体の運営への女性の参画促進

企業や各種団体における方針決定の場へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション等の取り組みの促進に努めます。

【具体的な施策】

- 企業や各種団体への啓発
- 市職員の能力向上のための研修拡充



③人材養成と人材情報の提供

女性が意欲をもってその個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な能力を養成するための学習機会の充実や積極的な人材情報の提供に努めます。

【具体的な施策】

- 講座の開催などによる人材育成
- 女性の人材発掘及び積極的な情報の提供



基本目標
Ⅲ

職場・家庭・地域社会における 男女共同参画の推進

重点目標 3 それぞれの環境における男女格差の是正

<施策の方向>

- ① 男女平等の推進
- ② 農業・水産業・商工業等における女性の自立支援
- ③ 女性の職業能力開発と多様な生き方支援
- ④ 子育て・介護に対する支援

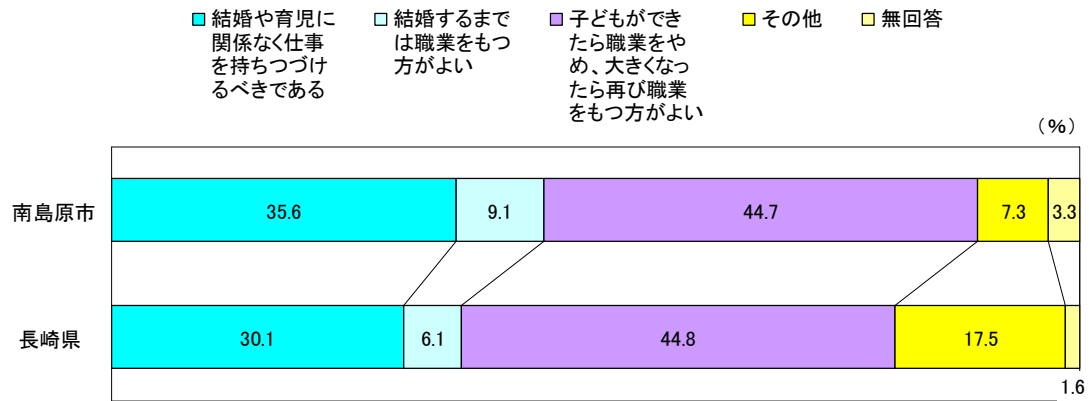
【現状と課題】

少子・高齢化の急速な進展や家族形態が多様化し、地域経済の規模や人口が縮小に向かう中で、地域社会を維持し、一人ひとりが自立した生活を送るためには、働き方・暮らし方・生き方の各場面において女性と男性がともに力を合わせることも重要になります。しかし、女性は、結婚・出産・育児の際に仕事をやめることを余儀なくされることも多く、介護についても同様の状況となっています。また、家庭生活や職場などのあらゆる分野において、男性の方が優遇されており、女性は男性よりも能力を発揮しにくい状況となっています。

育児・介護休業の法的な整備はなされたものの、現状として取得しにくい状況となっており、取得しやすい職場環境づくりや制度の趣旨の浸透が求められています。また、女性が働くことに対する周囲の理解や育児・介護サービスの充実などとともに、男性の家事や育児・介護への協力が強く求められています。男性の職場優先の意識を見直し、多くを女性が担っている家事・育児・介護に、男性が積極的に参加することができるようなライフスタイルへの転換や意識改革が必要です。

特に、農林水産業や商工業などの自営業においては、女性が重要な役割を果たしているにもかかわらず、家族経営のため適正な報酬や就業条件が確保しにくい状況となっており、家族の話し合いをベースとする家族経営協定制度等の活用による女性の経営参画や働き方、女性に偏っている家事・育児などの負担の見直しを進める必要があります。

<女性の働き方について>

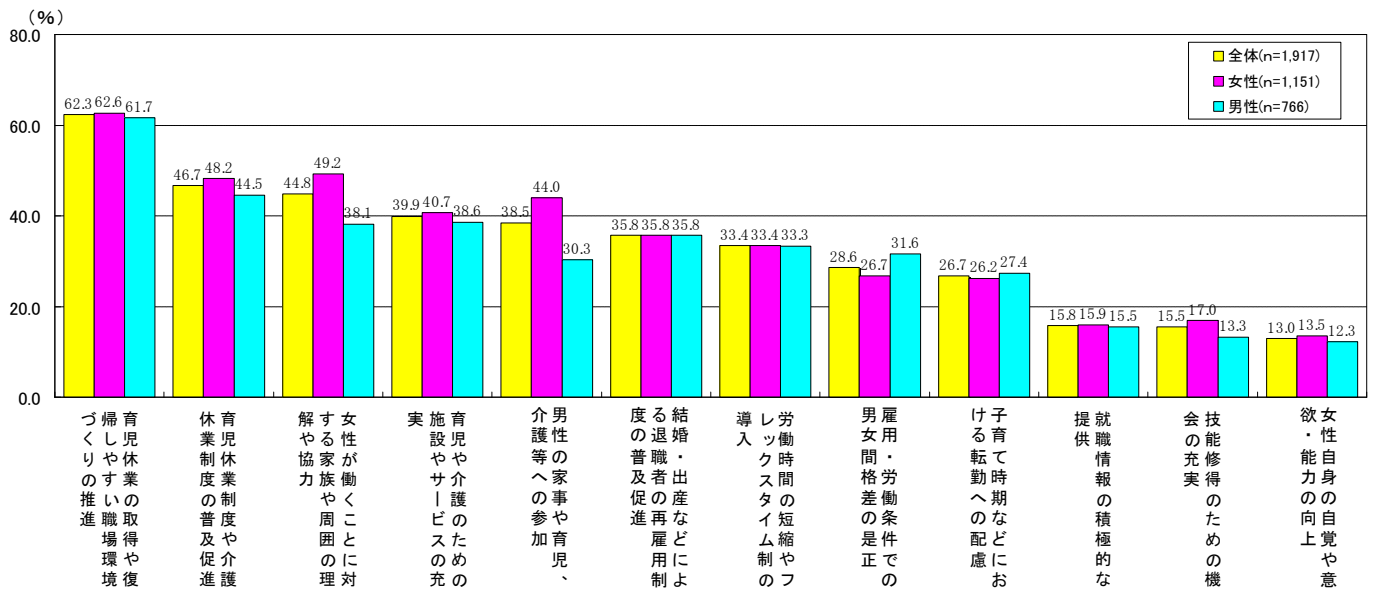


(南島原市 n=1,917、長崎県 n=1,222)

資料：市民アンケート調査・県民意識調査

※長崎県調査(H18)においては、「その他」は「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」「女性は職業を持たない方がよい」「その他」「わからない」という項目であった。

<女性が働き続けるために必要なこと（複数回答）>



資料：市民アンケート調査

◇施策の方向◇

①男女平等の推進

活力ある地域社会づくりを進めるために、男女がともに家庭・職場・地域において活動できる環境づくりに努めます。

【具体的な施策】

- 固定的役割分担意識の解消に向けた広報・啓発の充実
- 地域社会・家庭生活における男女共同参画の促進
- 雇用関係法等の周知・啓発
- 男性のための家事実践講座等の開催



②農業・水産業・商工業等における女性の自立支援

固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれることなく、男女が対等なパートナーとして経営や事業運営の方針決定などへ参画できる環境づくりに努めます。

【具体的な施策】

- 家族経営協定の促進
- 女性リーダーの育成
- 政策・方針決定過程への参画促進



③女性の職業能力開発と多様な生き方支援

女性自身の職業意識を高め、職業能力の向上を図ることにより、女性がその能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めます。

【具体的な施策】

- 関係団体等と連携した再就職セミナー等の情報提供
- 女性の能力向上のための講演会等の情報提供



④子育て・介護に対する支援

仕事と子育てや介護を両立できるよう、育児や介護のための施設や多様なサービスの充実に努めるとともに、家族が安心して安全な生活を送れる環境の整備に努めます。

【具体的な施策】

- 育児・介護休業制度等の周知・啓発
- 多様な保育サービスなどの充実
- 子育て支援施設等の整備
- 介護保険制度の周知・啓発



基本目標

IV

男女の人権が尊重され、高齢者等が安心して暮らせる社会の実現

重点目標 4 男女の人権を尊重する社会意識の醸成

＜施策の方向＞

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ② 生涯を通じた健康支援
- ③ 高齢者等への自立支援

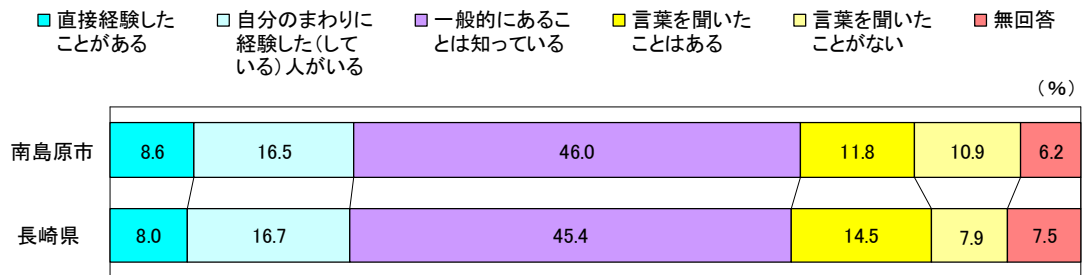
【現状と課題】

近年、配偶者やパートナーからの暴力が社会的問題となっています。特に、女性に対する暴力には、性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々な形態があり、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差などの男女がおかれている状況に起因していることから、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題となっています。市民アンケート調査によると、ドメスティック・バイオレンスの直接経験者は 8.6%で、「自分のまわりに経験した（している）人がいる」は 16.5%となっています。女性に対するあらゆる暴力の根絶は本市においても重要な課題であり、暴力は絶対に許さないという認識を広く社会に徹底し、その根絶に向けて取り組んでいく必要があります。

男女ともに生涯を通じて健康で安心した生活を送ることは大切ですが、女性には妊娠や出産など男性とは異なるライフサイクルがあり、女性特有の疾病により生命の危険を伴うこともあります。そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）や性差の視点を持ち、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る必要があります。

さらに、高齢化が急速に進展する本市において、地域社会を豊かで活力ある社会としていくために、高齢者等であっても、一人ひとりが自立し誇りを持って社会参画できる環境づくりが必要です。

<ドメスティック・バイオレンスの経験等について>



(南島原市 n=1,917、長崎県 n=1,222)

資料: 市民アンケート調査・県民意識調査

◇施策の方向◇

①女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどは、人権侵害であると認識し、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発に努めます。

【具体的な施策】

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発
- 相談体制の充実及び相談窓口の周知



②生涯を通じた健康支援

男女が自己の健康を管理するため、健康づくりの推進や健康教育、相談体制を確立するとともに、女性については、妊娠や出産など男性と異なるライフサイクルに応じた適切な健康を支援するための対策の推進を図ります。

【具体的な施策】

- 健康診査・健康教育の推進
- 妊産婦の健康支援の推進
- 発達段階に応じた性教育の推進
- 生涯にわたるスポーツ活動の推進



③高齢者等への自立支援

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、誇りを持って社会参画ができ、いきいきと安心して暮らすことができる社会環境づくりに努めます。

【具体的な施策】

- 保健福祉の推進
- 高齢者等への学習機会の提供
- 高齢者等の特性に配慮したまちづくりの推進



第 4 章

計画の推進

1 計画推進体制の整備・充実

男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、「人権・男女共同参画室」を中心とした関係各課との密接なネットワークのもとに、各種施策の推進を図ります。

2 企業・社会団体及び関係団体との協働

男女共同参画社会の実現を図るため、職業生活及び地域生活に大きな影響力を持つ事業者やNPO、ボランティアなどの多様な組織と協働し、男女共同参画社会づくりに向けた活動やネットワークづくりを促進します。

3 相談、苦情等に対する処理体制の推進

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情や、性別により差別した取り扱いなどに関する相談については、県や関係機関、関係団体等と連携しながら適切な対応に努めます。

4 市民協働の推進

市民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野を通じて、男女共同参画社会づくりの取り組みに積極的に参画できる施策の推進を図るとともに、市民一人ひとりの声を反映するための仕組みづくりによる市民協働の男女共同参画社会づくりを促進します。

第 5 章

計画の進捗を図るための指標

計画の進捗を図るための指標

基本目標	項 目	実績値 (H18 年度)	目標値	達成 年度	所管課
＜Ⅰ＞ 男女共同参画社会 づくりに向けた意 識改革	「男女共同参画社会」とい う用語の認知度	41.7%	70.0%	24	人権・男女 共同参画室
＜Ⅱ＞ 政策・方針の立案 及び決定過程への 男女共同参画	審議会等委員への女性の登用率	17.6% (H19.4.1)	23.1%	H24.4.1	〃
	女性人材の登録者数	新規	100 人	24	〃
＜Ⅲ＞ 職場・家庭・地域 社会における男女 共同参画の推進	延長保育を行う認可保育所数	22 か所	26 か所	21	地域福祉課
	休日保育を行う認可保育所数	3 か所	17 か所	21	〃
	放課後児童クラブ数	10 か所	14 か所	21	〃
	一時保育を行う認可保育所数	6 か所	15 か所	21	〃
	病後児保育を行う認可保育所数	新規	5 か所	21	〃
	地域子育て支援センター数	10 か所	12 か所	21	〃
	両親学級参加数	30 人	90 人	24	福祉保健課
＜Ⅳ＞ 男女の人権が尊重 され、高齢者等が 安心して暮らせる 社会の実現	幼児健康診査事業 (1 歳半・2 歳・3 歳検診)	92.8%	98.0%	24	〃
	がん検診の受診者数	16,608 人	22,000 人	24	〃

參考資料

南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するため、南島原市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18告示199・一部改正)

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(部会)

第6条 懇話会に、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画振興部人権・男女共同参画室において処理する。

(平19告示67・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成18年10月1日告示第199号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日告示第67号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

	氏 名	団体・活動分野等	備 考
1	鳥居 謙喜	島原人権擁護委員協議会	会長
2	永田 九州男	南島原市教育委員	
3	相川 由美	長崎県男女共同参画推進員	
4	山本 繁則	南島原市民生委員児童委員協議会	
5	長門 昭子	島原更生保護女性会	
6	山本 信子	南島原市婦人会連絡協議会	
7	溝田 勝幸	南島原市 P T A 連合会	
8	金子 忍	南島原市専任手話通訳者	副会長
9	福田 正子	南島原市食生活改善推進員協議会	
1 0	高原 敦子	南島原市母子保健推進員	
1 1	山平 實男	公募委員	
1 2	馬場 公嘉	公募委員	
1 3	平川 理保	公募委員	
1 4	飛永 一豊	南島原市教育委員会生涯学習課	
1 5	水田 邦栄	南島原市市民生活部健康対策課	

平成 19 年 10 月 1 日現在

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目 次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援

の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14

条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画に関する動き(年表)

	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
1975 年 (昭和 50 年)	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
1976 年 (昭和 51 年)		・国立婦人教育会館開館 ・「民法」改正（離婚復氏制度）	・婦人問題窓口（労政課）設置
1977 年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定	
1978 年 (昭和 53 年)			・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置
1979 年 (昭和 54 年)	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980 年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・女子差別撤廃条約署名 ・「民法・家事審判法」改正（配偶者の相続分引き上げ）	・「生きがい育てる長崎県の婦人対策」策定 ・婦人問題担当企画主幹配置 ・第 1 回市町村担当課長会議開催
1981 年 (昭和 56 年)	・「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983 年 (昭和 58 年)			・長崎県婦人問題調査実施
1985 年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦 2000 年に向けての） 「婦人の地位向上のためのナイロビ戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊
1986 年 (昭和 61 年)		・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催	・企画部婦人対策室設置
1987 年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	
1990 年 (平成 2 年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「2001 ながさき女性プラン」策定 ・婦人対策室を女性行政推進室に改称

	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
1991 年 (平成 3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ・「育児休業法」公布	
1992 年 (平成 4 年)		・婦人問題担当大臣任命	・「審議会等の委員への女性の登用促進要綱」制定
1993 年 (平成 5 年)	・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行	・育児休業生活資金創設
1994 年 (平成 6 年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称	・「2001 ながさき女性プラン」第一次改定 ・企画部参事監（女性行政担当）新設
1995 年 (平成 7 年)	・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」批准	・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「優生保護法」を改正し、「母体保護法」公布・施行	・「ながさきキラキラ・ライフプラン～2001 長崎県農山漁村女性ビジョン～」策定
1997 年 (平成 9 年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始 ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始（平成 9 年～12 年）
1998 年 (平成 10 年)			・男女共同参画フォーラム開催
1999 年 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定）	・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議開催（ニューヨーク）」	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」公布・施行	・新世紀創造フォーラム開催 ・「長崎県男女共同参画計画」策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置

	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
2001 年 (平成 13 年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・第 1 回男女共同参画週間	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施
2002 年 (平成 14 年)			・「長崎県男女共同参画推進条例」制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
2003 年 (平成 15 年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行	・「長崎県男女共同参画基本計画」策定
2004 年 (平成 16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	
2005 年 (平成 17 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定	・長崎県男女共同参画推進センター設置
2006 年 (平成 18 年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施
2007 年 (平成 19 年)			・「長崎県男女共同参画基本計画」改定

～ 用語の解説 ～

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。

性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のことをいいます。

また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているものといわれています。

出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合のことをいいます。一般に、人口千人当たりの年間の出生児数の割合のことをいいます。

高齢化率

65 歳以上人口が総人口に占める割合のことをいいます。

労働力率

労働力人口（就業者と完全失業者）が 15 歳以上人口に占める割合のことをいいます。

ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」のように社会的・文化的に形成された性別のことをいいます。体のつくりの違いなど生物学的な差異に基づく男女の性別を示す「セックス」と区別して「ジェンダー」といわれています。

エンパワーメント

政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念のことをいいます。

ポジティブ・アクション

社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、意欲をもって農業に取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族が話し合っ
て経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めることをいいます。

ドメスティック・バイオレンス

一般的には、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力のことをいいます。身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

南島原市男女共同参画計画

平成 20 年 3 月発行

発行 南島原市
編集 南島原市企画振興部
人権・男女共同参画室
南島原市西有家町里坊 96 番地 2
TEL050-3381-5000(代)